

平成30年度法定検査年間計画表

月 地区	4月	5月	6月	7月	8月	9月
長崎		長崎・外海・琴海	長崎	長崎	長崎	長崎・外海・琴海
佐世保	佐世保	佐世保・鹿町 江迎・世知原	佐世保・吉井 小佐々	佐世保・宇久	佐世保	佐世保
西彼		西海	西海・時津・長与	西海	西海・時津	西海・時津
県央	諫早・高来	諫早	諫早	諫早・小長井		諫早・飯盛・東彼杵
県南	西有家・有家 島原	西有家・有家 北有馬・南有馬	北有馬・南有馬 西有家・有家	加津佐・口之津	島原	島原・有明
県北			佐々			平戸
五島	福江・岐宿 三井楽・富江	福江・岐宿 玉之浦・富江 三井楽	福江・岐宿 玉之浦・富江	福江	福江	福江・三井楽 玉之浦
上五島				新上五島・小値賀	新上五島	新上五島
壱岐	郷ノ浦		郷ノ浦	郷ノ浦・芦辺 石田・勝本	郷ノ浦・芦辺 石田・勝本	郷ノ浦・芦辺・勝本
対馬	上対馬	上対馬・上県	上県・厳原	厳原・美津島 峰町	峰・豊玉 上県・上対馬	上対馬・峰 豊玉
月 地区	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長崎	長崎			琴海・外海	長崎・三和 外海・琴海	外海・琴海
佐世保	佐世保	佐世保	佐世保・鹿町 江迎・世知原 吉井・小佐々	佐世保	佐世保	佐世保
西彼	西海	西海	西海	西海		
県央		大村	大村・多良見	諫早・多良見 東彼杵・波佐見	諫早・多良見 高来・森山・飯盛 波佐見・川棚	諫早・森山 小長井・高来 波佐見・川棚
県南	国見	瑞穂・吾妻	島原・愛野 千々石	島原・深江・小浜 南串山・布津	島原・南串山 深江・布津	深江・布津
県北	平戸	平戸・松浦	平戸・松浦・佐々	松浦	松浦	
五島	福江	福江・富江 奈留・三井楽 岐宿・玉之浦	福江・富江 三井楽	福江・岐宿 玉之浦・富江 三井楽	福江	福江・奈留
上五島	新上五島	新上五島	新上五島			
壱岐	芦辺・勝本	芦辺・勝本	芦辺・勝本	芦辺・勝本	郷ノ浦・芦辺 石田・勝本	石田・郷ノ浦
対馬	豊玉	美津島	美津島	厳原・美津島	厳原	厳原

注1) <定期検査について>

浄化槽法第11条により、浄化槽については毎年1回、指定検査機関が行う水質検査を受けなければならないと規定されています。

注2) <新設浄化槽の検査について>

浄化槽法第7条及び同法施行規則第4条により、新たに設置され、又はその構造もしくは規模の変更をされた浄化槽については、使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヵ月以内に指定検査機関が行う水質検査を受けなければならないと規定されています。

注3) 旧市町名で記載している箇所もあります。